

## **乳幼児アトピー・ぜん息相談事業実施要領**

### **1 目的**

乳幼児期に多く見られるアトピー性皮膚炎やぜん息等のアレルギーは、原因・病態が多岐にわたり、保護者の悩みや不安が高まっているため、適切な時期に専門家による相談や指導を行い、保護者に正しい知識の普及並びに乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

### **2 対象者**

就学までの乳幼児とする。

### **3 実施責任者**

保健所長とする。

### **4 実施従事者**

医師、保健師、栄養士、事務職員等

### **5 周知**

本市ホームページ及び各区保健福祉センター等に配架する事業案内により周知する。

### **6 実施内容**

開催は、アレルギー予防教室（幼児ぜん息健診）と同時実施とする。

- (1) 医師、保健師、栄養士によるぜん息やアレルギー等に関する集団指導（希望者）
- (2) 医師による診察、相談
- (3) 保健師、栄養士による個別相談（希望者）

### **7 事後指導**

保健所から送付した参加者の質問票により、保健福祉センターの保健師は、必要に応じて事後指導を行う。

附則 本要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附則 本改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。